

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
中央総合建設（株）	愛媛県西予市宇和町卯之町1-396

2. 指名停止措置期間

平成28年 3月 3日 から 平成28年 4月 2日 1ヵ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、中央総合建設（株）が、平成27年6月、愛媛県西予市宇和町の同社倉庫の屋根張替作業において、作業員が屋根を踏み抜き墜落し死亡した事故に関して、墜落による労働者の危険を防止する措置を講じなかったとして、平成27年12月、宇和島簡易裁判所から労働安全衛生法違反で罰金の略式命令を受けたものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号の措置要件に該当する。

本件については、指名停止1ヵ月とする。

指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 入江 正利 (内線2511)

総務部経理調達課長 兼井 政勝 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 高崎 勝行 (内線2512)